

令和元年7月23日

教育委員会第7回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第7回定例会記録

◇開会年月日 令和元年7月23日（火曜日） 午後 1時30分開会

午後 2時50分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員等 4名

教 育 長	境 直 彦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多 貴 子 君	委 員	遠 藤 俊 子 君

◇欠席委員 1名

委 員 杉 山 昌 行 君

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	及 川 伸 一 君	事 務 局 次 長	佐 藤 由 美 君
事 務 局 次 長 (教 育 改 革 担 当)	稲 井 浩 樹 君	教 育 総 務 課 長	石 井 透 公 君
学 校 教 育 課 長	川 田 知 宏 君	学 校 安 全 課 推 進 課 長	佐 藤 勝 治 君
学 校 管 理 課 長	今 野 順 子 君	生 涯 学 習 課 長	安 倍 秀 一 君
複 合 文 化 施 設 開 設 準 備 室 長	千 葉 正 喜 君	体 育 振 興 課 長	石 川 儀 幸 君
桃 生 公 民 館 長	今 野 一 君	図 書 館 長	武 山 雄 子 君
副 参 事 兼 複 合 文 化 施 設 開 設 準 備 室 長 佐	成 田 暢 君		

◇書 記

教 育 総 務 課 長 補 佐	星 憲 君	教 育 総 務 課 幹 事	熱 海 照 郎 君
教 育 総 務 課 長	三 浦 麻 里 子 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・令和2年石巻市成人式について
- ・石巻市桃生スポーツ施設高須賀地区児童プールの休止について
- ・（仮称）石巻市複合文化施設について

報告事項

報告第7号 令和2年度使用教科用図書採択について

審議事項

第23号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

第24号議案 （仮称）石巻市複合文化施設管理運営計画について

第25号議案 令和元年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の結果について

その他

午後 1時30分開会

○教育長（境 直彦君） それでは、ただいまより令和元年第7回定例会を開会いたします。
本日の会議ですが、欠席委員は杉山委員です。

会議録署名委員の指名

○教育長（境 直彦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、遠藤委員にお願いしたいと思います。
よろしく願いいたします。

教育長報告

○教育長（境 直彦君） それでは、本日の案件に入ります。
本日の案件は、一般事務報告が4件、報告事項が1件、審議事項が3件及びその他となっております。
始めに、一般事務報告に入ります。
私から報告をいたします。
各小・中学校は先週の19日に第1学期の終業式を終え、37日間の夏期休業に入りました。
事故のない有意義な夏休みを過ごしてほしいと思っております。
なお、21日から宮城県中学校総合体育大会が開催されております。多くの競技で東北大会や全国大会への切符をつかんでほしいと思っております。
次に、夏期休業中の2つの派遣事業についてお話し申し上げます。
石巻地区広域行政事務組合の事業でありますおにぎり大使派遣事業では、明日から7月30日までオーストラリア・シドニー近郊への派遣となり、2市1町から32名の中学生が参加します。
石巻市総務部の事業であります石巻市非核平和推進人材育成事業では、市内中学生9名が参加し、8月5日から3日間の日程で広島市に出掛けます。6日の広島市で開催されます平和記念式典への参列、平和記念資料館の見学等の研修を行ってまいります。
次に、教育委員会が主催します3つの事業について御報告いたします。
1つ目は、子どもの未来づくり事業として、8月3日10時より桃生公民館でフォーラムを開催いたします。午前市内小・中学校の代表者32名による「夢を語ろう！未来のために！」というテーマの下にディスカッションを行います。午後からはメディアで活躍しております本間

秋彦氏とのトークショー形式で「子供たちの志を高める」と題して講演を行います。

次に、学校防災の取組を発信するための学校防災フォーラムを8月6日火曜日午後1時から遊楽館を会場に開催します。内容としましては、復興防災マップの取組として前谷地小学校、北村小学校、河南西中学校の実践発表を行います。次に、パネルディスカッションとして「学校と地域、行政が連携して取り組む防災対策」というテーマで話し合いを行います。最後に、元横浜市の小学校長であり防災士として活躍しております鷺山龍太郎氏による「学校経営戦略としての地域連携と防災」という題で講演をいただきます。

次に、3つ目になりますが、いじめサミットは8月21日水曜日午前9時30分から桃生公民館で市内の中学校の代表生徒により開催されます。いじめ防止に向けた各中学校での実践と情報発信の方策等について話し合いを行います。

次に、教育委員会関係でございます。

7月5日に、郡山市で東北六州市町村教育委員会連合会教育委員・教育長研修会があり、皆さんに参加していただき大変有意義な研修でありました。来年度は岩手県盛岡市で開催されず。

来月8月5日には、宮城県市町村教育委員会協議会教育長部会を事務局であります石巻市で開催します。県教委への人事上の要望や情報交換を行う予定です。

8月22日には、県教委と市町村教育委員会との県北圏域教育懇話会が石巻合庁で行われます。阿部委員と私が出席予定です。今年は全県共通で不登校対策、県北では学校現場の働き方改革と、通常学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援という合計3点について、意見・情報交換する予定であります。

以上で報告を終わります。

御質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

○教育長(境 直彦君) よろしいでしょうか。

令和2年石巻市成人式について

○教育長(境 直彦君) それでは、なければ次の報告事項に入ります。

令和2年石巻市成人式についての報告を生涯学習課長からお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(安倍秀一君) 私から御説明を申し上げます。

表紙番号2の1ページを御覧願います。

⑤の主な内容でございます。

1の日程及び会場につきましては、1月5日日曜日の午後2時が桃生地区、1月12日日曜日の午前11時が河南地区と北上地区、午後2時が石巻、河北、雄勝、牡鹿の各地区で、会場はそれぞれ記載のとおりでございます。対象者数につきましては、6月30日現在で住民登録者で1,359人でございます。

次のページを御覧願います。

2の開催内容でございますが、(1)の対象者は平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方で石巻市に住所を有する方、又は就職、進学等で石巻市以外に住所を有しておりますが、帰省して参加を希望する方でございます。

(2)の会場につきましては、各旧市町単位の7地区でページに記載のとおりでございます。

(3)の式典内容につきましては、成人式としての式典のほか、各地区で趣向を凝らしたアトラクション等を実施しておりますが、内容につきましては、今後実行委員会で検討してまいることとしております。

次に、⑦の他の自治体の政策との比較検討でございますけれども、東松島市、女川町ともに1月12日の開催予定でございます。

⑧の今後の予定でございますけれども、市報9月1日号及び市のホームページに成人式の開催及び実行委員会の募集について掲載をする予定でございます。実行委員会につきましては10月より随時開催を予定いたします。また案内通知は12月5日頃に発送予定としております。委員の皆様方にも御案内いたしますので、是非御出席の上、新成人へのお祝いと励ましをよろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○教育長（境 直彦君） ただいまの報告に対して御質問はございませんでしょうか。

（「ありません」との声あり）

石巻市桃生スポーツ施設高須賀地区児童プールの休止について

○教育長（境 直彦君） それでは、なければ次に石巻市桃生スポーツ施設高須賀地区児童プールの休止について、桃生公民館長からお願いいたします。

桃生公民館長。

○桃生公民館長（今野 一君） それでは、石巻市桃生スポーツ施設高須賀地区児童プールの

休止について御説明申し上げます。

表紙番号2の一般事務報告資料の3ページ、4ページを御覧願います。

当該施設につきましては、中津山第一小学校高須賀地区の低学年児童が、夏休みの期間、プールに通うのが困難だったことから、要望により建設したものであります。平成2年度に供用を開始し、当初から地域の協力もいただきながら管理運営されておりました。しかし、現在は経年劣化による修繕を繰り返しているほか、近い将来、大規模な改修工事が見込まれる状況となっております。そのような中、利用児童が減少し、高齢化等により地域のプール当番員の配置が困難となっていることから、プールの廃止に向けて協議を重ねた結果、合意がなされたものであります。

解体に向けて準備を進めてまいりますが、夏休みのプール利用が始まる前に保健所への届け出が必要になりますことから、廃止までの間、休止とするものであります。

影響・効果につきましては、年間の維持費50から60万円が削減されること、解体撤去の費用が今後発生いたします。

参考として、平成30年度の延べ利用者は95人として、開設日1日当たり3人から5人程度ということであります。

今後の予定でございますが、令和2年2月の市議会第1回定例会に解体予算及び廃止に係る条例の一部改正について提案する予定としております。

なお、プールの休止につきましては、既に高須賀地区の住民へ周知済みであります。また低学年のプール利用につきましては、中津山第一小学校まで通学バスを運行することで関係課と協議済みで、学校へも周知済みであります。

以上で一般事務報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ただいまの報告に対して御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

（仮称）石巻市複合文化施設について

○教育長（境 直彦君） なければ、次に（仮称）石巻市複合文化施設について、複合文化施設開設準備室長から報告をお願いいたします。

複合文化施設開設準備室長。

○複合文化施設開設準備室長（千葉正喜君） それでは、（仮称）石巻市複合文化施設について御説明申し上げます。

表紙番号2、一般事務報告資料の5ページを御覧願います。

始めに、②施策等を必要とする背景及び目的でございますが、東日本大震災により被災し、解体した石巻市民会館及び石巻文化センターの再建に当たり、文化ホールと博物館機能を併せもつ（仮称）石巻市複合文化施設として整備を進めるものでございます。

次に、③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性でございますが、本施設は博物館法や文化芸術基本法、石巻市震災復興基本計画等に基づきながら整備をしております。

次に、④提案に至るまでの経過でございますが、平成26年度から平成30年度にかけて基本構想及び基本計画の策定、基本設計、実施設計の完了、建設工事着工と施設の供用に向け準備を進めております。

次に⑤主要内容でございますが、施設の概要といたしましては、鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階建てとなっております。敷地面積は2万2,323㎡、駐車場の駐車台数は348台となっております。

(2) になります。文化ホール機能については名称を（仮称）石巻市芸術文化センターとしております。施設の概要といたしましては、延べ面積1万805㎡、大ホールの席数は1,254席などとなっております。

次、6ページにまいりまして(3) ありますが、芸術文化センターの運営方法といたしましては、指定管理者による管理運営を予定しています。

開館時間及び休館日につきましては、午前9時から午後10時までとし、毎週月曜日と12月28日から翌年の1月4日の年末年始を休館日とするものでございます。

(5) になります。博物館機能につきましては、名称を（仮称）石巻市博物館としており、施設の維持管理部分のみ指定管理者による管理運営を予定しておりますが、運営に係る総務、学芸部門については直営による運営を予定しております。

開館時間及び休館日につきましては、午前9時から午後5時までとし、毎週月曜日と12月28日から翌年1月4日の年末年始を休館日とするものでございます。

次に、⑥実施した場合の影響・効果でございますが、本施設は石巻市震災復興基本計画において市民の復興のシンボルとして位置付けられており、震災後停滞していた芸術文化の鑑賞、創造、交流等活動の場を提供することにより、市民の心の豊かさのかん養が図られるものでございます。また、考古、歴史、美術、民俗等に関する資料を収集、保管、展示して、市民の利用に供し、その教養の向上と文化の発展に寄与するものでございます。

次に、⑦今後の予定でございますが、開館に向けて令和元年9月の市議会第3回定例会での

条例の制定、12月の第4回定例会に指定管理者の指定について提案予定でございます。

建設工事の完了につきましては、令和2年の12月を予定しております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○教育長（境 直彦君） ただいまの報告に対して御質問等はありませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

私からいいですか。6ページの令和2年4月、プレイベントの実施とありますが、誰がどのようなことをするのでしょうか。

室長。

○複合文化施設開設準備室長（千葉正喜君） 現在予定としてでございますが、音楽の公演ですとか、それから、市民の皆さんに広域的にも開館の周知を行うということで、例えば、建設現場での視察ですとか、そのようなイベントを考えております。

以上です。

○教育長（境 直彦君） 音楽関係はどこで行いますか。

○複合文化施設開設準備室長（千葉正喜君） 音楽関係の公演につきましては、現在ございます遊楽館ですとかビッグバンを利用して行いたいと考えております。

以上です。

○教育長（境 直彦君） そのほかございませんか。

○委員（遠藤俊子君） 別冊でいただいた運営計画については……

○教育長（境 直彦君） そちらは審議事項で。

○委員（遠藤俊子君） 審議事項、結構です。

報告第7号 令和2年度使用教科用図書の採択について

○教育長（境 直彦君） それでは、なければ、次に報告事項に入ります。

報告第7号 令和2年度使用教科用図書の採択について学校教育課長から御報告を受けたいと思います。

学校教育課長。

○学校教育課長（川田知宏君） それでは、表紙番号1の1ページを御覧願います。

令和2年度使用教科用図書の採択について。

東部採択地区協議会において採択決定された令和2年度使用教科用図書について、教育委員

会教育長事務委任等に関する規則第4条第1項第13号の規定により、令和元年7月12日付けで専決いたしましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

令和2年度使用教科用図書の採択につきましては、東部採択地区協議会の規約にのっとりまして、小学校全教科と中学校の地図、家庭、技術、そして小・中学校の特別支援学級用図書の採択事務を行い、7月8日の採択協議会で採択いたしました。

小学校全教科につきましては、3ページにあるように採択を決定いたしました。また採択地区の統合に伴って行いました中学校の地図、家庭、技術につきましては、4ページのとおり採択を決定いたしました。

5ページを御覧願います。

こちらは、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、いわゆる一般図書と言われるものです。子供の障害の程度に応じて、この中から年度ごとに使用することが可能です。この一般図書は毎年採択することになっておりまして、今回新たに加わった図書は小学校の生活のナンバー1、ナンバー16、ナンバー23、ナンバー24、ナンバー30、それから7ページ、中学校の理科のナンバー12の計6冊でございました。

8ページは、知的障害者使用の文科省著作教科書です。こちらは資料として載せております。次に、採択の経過について御報告いたします。

6月6日、協議会役員会を行い、今年度の教科書採択の方針、日程等を協議いたしました。6月25日、26日には2日間にわたって調査委員会を行いました。石巻市、登米市、東松島市、女川町の小・中学校の教員から選出された調査員が、小学校全教科、中学校の地図、家庭、技術、特別支援教育の小学校、中学校の部会に分かれて調査研究を行いました。また教育委員の皆様には事前に教科書を御覧いただき、6月27日の委員協議会の場で採択についての御意見をちょうだいしました。その後、7月8日、東部採択地区協議会を行いました。調査委員会の各部会の代表から調査報告を受けるとともに、東部地区内各小・中学校から提出された採択希望、3市1町教育委員会の協議結果を基に採択委員が協議し決定をいたしました。

結果につきましては、2ページにあります写しのとおり、7月11日付けで東部採択地区協議会長から東部地区内の各教育委員会教育長宛てに通知が来ております。さらに各地教委から各学校に通知され、現在は令和2年度使用教科書の需要数報告の手続が行われているところでございます。

私からは以上でございます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はありませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤俊子君） 初めての3市1町の会議だったかと思います。この採択が決定になるまでに、何か、経過として、意見が衝突したり、各区で違ったという選択方法、教科書が違う等、各代表の方からどのような質問が出たか、大体でよろしいですがもしありましたら教えていただきたいと思います。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（川田知宏君） 私は協議会には出席しておりませんでしたので、詳しい内容というのはこれから議事録等をまとめる過程で把握したいと思っておりますが、特に大きく問題になったということはありません。登米市と石巻地区で異っていた教科書がございましたので、そちらについては協議員の方が慎重に採択をされたという話は聞いておりますし、石巻におきまして、中学校の教科書で、先ほど申し上げました技術・家庭、それから地図につきましては、現在使用している出版会社と教科書会社と同じもの、小学校につきましては異なる採択となったのが音楽の教育出版という形の1教科ということになりました。

以上でございます。

○委員（遠藤俊子君） ありがとうございます。

○教育長（境 直彦君） 私は出席していました。小学校は、ほぼ各教育委員会の審議の内容と、各学校から出ている希望でもって、おおよそこのような形であり、音楽だけは分かれたため、最終的には希望調査数の多いところとなりました。それから、中学校のほうは、地図は問題ありませんでしたが、技術分野と家庭分野は登米市と石巻地区との採択が異なりましたが、学校から出されたものもそれぞれ分かれており、石巻地区でも分かれており、大体半々程度の割合でしたので、最終的には委員により、どちらを選んでいいのかという協議がなされておりました。小学校からの家庭科の流れもありますし、過去にやはり希望数の多い学校数も見た上で決定されております。中学校のほうは、かなり時間もかけて審議されました。

あと、附則第9条にあるものは、例年どおり小学校5冊と中学校1冊はそのとおり認められたということでもあります。

初めて各教育委員会から2名ずつで8名という協議でしたが、結構時間もかかり、夕方までかかりました。今年度は小学校、来年度は中学校ですので、4ページにあるものをもう一度全部決め直す形になります。小学校より多くなりますので、来年はもっと時間がかかるのではないかとこのところで検討する必要があるかと思っています。

以上でございます。よろしいでしょうか。

○委員（遠藤俊子君） わかりました。

○教育長（境 直彦君） ほかにございますか。

（「なし」との声あり）

第23号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

○教育長（境 直彦君） なければ、次に審議事項に入ります。

第23号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

桃生公民館長から説明をお願いいたします。

桃生公民館長。

○桃生公民館長（今野 一君） それでは、第23号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本議案につきましては、令和元年第2回石巻市議会定例会において議決されました石巻市公民館条例の一部を改正する条例を受けて規則改正するものであります。

それでは、本規則につきまして御説明いたしますので、表紙番号1の9ページ、あわせて表紙番号3の1ページを御覧願います。

今回の改正は、石巻市桃生公民館太田分館及び石巻市桃生公民館檜崎分館の廃止に伴い本規則の一部を改正するもので、第24条第1項で定める石巻市桃生公民館太田分館及び石巻市桃生公民館檜崎分館の項を削除するものであります。

次に、附則でございますが、施行の期日を令和元年8月1日とするものであります。

よろしく御審議願います。

○教育長（境 直彦君） ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第23号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議ありませんので、第23号議案については原案のとおり可決いたします。

第24号議案（仮称）石巻市複合文化施設管理運営計画について

○教育長（境 直彦君） 続いて、第24号議案（仮称）石巻市複合文化施設管理運営計画についてを議題といたします。

複合文化施設開設準備室長から説明をお願いいたします。

複合文化施設開設準備室長。

○複合文化施設開設準備室長（千葉正喜君） それでは、第24号議案（仮称）石巻市複合文化施設管理運営計画について御説明申し上げます。

（仮称）石巻市複合文化施設でございますが、先ほど一般事務報告にて報告させていただきましたとおり、令和元年市議会第3回定例会において設置条例（案）を上程の予定としておりますが、その中に定めます施設の運営について、施設の管理については、これから御説明させていただきます石巻市複合文化施設管理運営計画による方針を定めることとしております。

管理運営計画（案）につきましては、主に以前の石巻市民会館の機能となるホールゾーン・生涯学習ゾーンと、石巻文化センターの機能部分としての博物館ゾーンの2つの構成となっております。

それでは、表紙番号1の第7回定例会議案の10ページとあわせて、別冊1の石巻市複合文化施設管理運営計画についての審議資料を御覧願います。

まず始めに、石巻市民会館の機能を継承する複合文化施設のホールゾーン・生涯学習ゾーンについて御説明いたします。こちらは大ホールや市民ギャラリーのほか、研修室や工作室などが含まれております。

1ページから御覧願います。

I、はじめになります。これは石巻文化センターと石巻市民会館の建設から東日本大震災による被災、解体撤去までの経過と、この管理運営計画について今後の管理運営に係る方針、構成について定めることとしております。

次に、2ページをお開き願います。

IIの上位計画の整理になります。

これは、今回の複合文化施設の整備及び管理運営について、石巻市教育振興基本計画や石巻市生涯学習推進計画の上位計画との関連について示しております。また、石巻市複合文化施設整備基本構想による基本理念に基づき、施設の基本方針と設計方針を明確にしております。

次に、7ページのIII、事業計画をお開き願います。

ここでは、事業計画の考え方として、施設の開館前から実施するイベントから開館を祝

う記念事業、その後の通年事業といった事業の発展について示しております。また、2の事業の展開方法と目的になりますが、複合文化施設としてどういった事業を行っていくかを示しております。

8ページを御覧願います。

ホールゾーン・生涯学習ゾーンでは、事業を大きく2つに分類しています。

1つ目は芸術文化事業となります。内容といたしましては、本ホールが主催又は共催して行う舞台芸術を中心とした文化芸術に関する事業と、質の高い舞台芸術に触れる機会を市民に提供する事業などを想定しております。

次に、2つ目の貸館事業ですが、貸館事業は文化団体による発表などに対して施設を貸出し、スタッフのノウハウを生かして充実した発表が行えるように支援する事業や、プロの公演等に貸出し、市民に良質の舞台芸術を鑑賞・体感する機会をより多く提供する事業を行うものです。

次に、9ページ、3のプレイベントの方針を御覧願います。

プレイベントにつきましては、令和3年3月の開館の前に、主に広く市民や広域へと施設の開館を周知するために行う事業であります。

内容といたしましては、開館後に複合文化施設で行われる芸術文化事業につながる公演などの開催や、建設地での見学イベントや、メディアやSNS、既存のイベント等を利用した施設ができるまでの経過をお伝えするイベントなどを計画しております。

次に、中ほどになりますが、4の開館記念事業の方針を御覧いただきたいと思います。

開館記念事業は、令和3年3月の施設開館後の事業となりますが、一時的な盛り上がりとしての開館記念事業ではなく、プレイベントからの芸術文化事業への継承、発展を担う事業として開館記念事業を行うこととしております。

その方針となりますが、①オープニングイヤーを設け、多くの市民とともに事業に取り組むとしていますが、これは一定期間を通して開館を祝う市民の発表やプロの公演を定期的で開催していくオープニングイヤーを設け、事業に取り組んでいくなどの3点を考えております。

次に、11ページを御覧いただきたいと思います。

IVの使用規則についての基本的な考え方を御覧願います。

ここでは、開館後、施設を使用していくに当たり、今後、別途条例や規則等で規定していくこととなりますが、その基本的な考え方について示したものです。

それでは、まず1つ目になりますが、1)の休館日についてです。

休館日については、以前の市民会館、文化センターの休館日と同様、月曜日（祝日の場合はその翌日）と12月28日から1月4日までとする考えとしています。また、ただし、必要に応じて休館日の臨時開館を可能とすることとしています。

2) の開館時間になります。

開館時間は、午前9時から午後10時までとしております。

次に、3) の使用時間区分になります。

施設の各室においては、6つの時間の区分を設定しています。上の表の大ホールにつきましては、使用開始の時間から使用が終了し片付けを終えて返還するまでの時間として利用時間を決めておりますが、万が一、前の利用が遅れたりした場合、後の利用の開始時間に影響を与えないよう、午前と午後の間と午後と夜間の間に1時間のインターバルを設けています。表の数字に下線を引いております。

次に、下のほうにあります。4) の申し込み時期についてです。

施設のホールや研修室など貸館事業についての申し込み受付の時期についてになりますが、時期につきましては、今後別途使用規則により定めることとしておりますが、利用者の利便性と市民の活動支援に配慮し設定してまいります。

次に、13ページを御覧いただきます。

13ページ、2の使用料の検討を御覧ください。

ホールゾーン・生涯学習ゾーンにおいて実施いたします事業計画において貸館事業を大きな事業の一つとしておりますが、対象となる施設として、表のとおり、大ホールのほか研修室等を挙げております。

次に、14ページの2) ホールの使用料になりますが、ホールの使用料の考え方といたしましては、料金設定は近隣の類似規模の施設を参考に、市民の使い勝手にも配慮して使用料を設定することとしております。

米印で参考としておりますが、近隣の類似施設としては、大ホールとしては仙台市のイズミティ21、名取文化会館、多賀城市文化センターを類似の施設と設定して、1席・1時間当たりの平均単価により複合文化施設の使用料を設定することとしております。

また、大ホール以外の諸室の料金設定といたしましては、ビッグバン、遊楽館の市内既存施設及び旧石巻文化センターを類似の施設に設定して使用料金を設定することとしております。

次に、15ページにまいりまして、Vの組織計画になります。

複合文化施設の施設管理につきましては、これまで基本計画等で検討されてきたとおり、指

定管理者制度を導入することとしております。一方、博物館については、管理運営の継続性、調査・研究成果の蓄積の重要性を考慮し、運営に係る総務・学芸部分については市の直営とすることとしております。

次に、少し飛んでいただきまして、22ページのⅥの広報宣伝計画をお開きいただきたいと思います。

地域住民の関心と愛着を得るためにも、施設においては魅力的な告知活動をしていくことが必要になると考えています。複合文化施設におきましてもさまざまな広報への取組を行ってまいることとし、表のような取組を行ってまいります。

次に、24ページ、Ⅶの収支計画を御覧いただきたいと思います。

複合文化施設において想定される運営に係る収支項目を整理しております。施設運営においては、経費を抑え使用料収入等を増加させることで市の財政負担を減らすことは大変重要になります。また、費用対効果の高い施設運営を目指すこととしております。

以上が、ホールゾーン・生涯学習ゾーンに係る複合文化施設管理運営計画の説明となります。

次に、博物館ゾーンについての説明を行います。

資料につきましては、引き続き別冊1の資料になりますが、10ページほどおめくりいただきまして、(仮称)石巻市複合文化施設管理運営計画(案)の博物館ゾーンという部分がございますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

博物館ゾーンにつきましては、常設展示室、企画展示室のほか、博物館資料の収蔵庫や博物館に勤務いたします学芸員の事務室や作業を行うための資料整理室などを整備しております。

まず、1ページのⅠ、はじめになります。

こちらでは、博物館ゾーンの機能を持ち、災害復旧により複合文化施設として建て替えられる石巻文化センターの開館から震災により被災し解体されるまでの経過のほか、被災した文化財、美術品等の博物館資料の現在の管理などについて示しております。

次に、2ページのⅡ、上位計画等を踏まえた考え方になります。

これは、石巻市複合文化施設整備に係る基本構想、基本計画のほか、展示基本計画に基づき施設の整備を進めていくということを示しています。また、次の4ページにおきましては、博物館法の確認を行い、当施設における博物館として必要な内容について確認を行っております。

5ページのほうにおめくりいただき、中段になりますが、3の博物館ゾーンの考え方を御覧いただきたいと思います。

こちらでは、博物館ゾーンとしての考え方として、3つの点を示しております。

1つ目になりますが、2行目になります。専門性を有した館長と学芸員を配置し、博物館資料を次世代に継承していくです。これは新しい博物館については、博物館法に基づく施設として整備いたしますので、それに応じた専門的な知識を持つ職員を配置することとしています。

2つ目です。4行目から5行目にかけてになりますが、先ほどホールゾーン・生涯学習ゾーンで御説明いたしましたが、博物館は市の直営とし、運営に係る総務・学芸業務は市の職員（学芸員を含む）が行うこととしております。

3つ目です。6行目の「また」からになります。これまで検討し決定してまいりました石巻市複合文化施設整備基本構想及び基本計画に示しておりますとおり、当博物館は公開承認施設を目指すこととしております。

公開承認施設についてでございますが、7ページをお開きいただきまして、2に公開承認施設を目指すにあたってというところを御覧いただきたいと思っております。

これは文化財保護法の規定に基づくもので、国宝や重要文化財などの公開が適切な施設で推進されることを目的として定められた制度となっており、この承認を文化庁長官から受けることで博物館として実績のある適切な施設として認められることになり、多くの企画展の開催と事業の推進が図れるものと考えております。承認を受けるためには、博物館としての事業を適切に継続的に行っていく実績が必要となりますが、これらを方針としております。

次に、左側の6ページのほうにお戻りいただきまして、Ⅲの博物館の目的と使命になります。

1ですが、設置理念と目的になりますが、当博物館につきましては、石巻文化センターが担ってきた博物館・美術館機能を発展的に引き継ぎ、石巻市民の財産であり誇りである文化財、美術品を収集・調査研究・保管・活用し、次世代に継承することを設置の理由としています。

次に、8ページをお開きいただきまして、3の運営の基本方針を御覧願います。

方針としましては、（1）博物館は、利用者の視点に立った管理運営を行うなどの5項目を上げ、誰もが快適で使いやすい施設とすることを方針としています。

次に、9ページ、4の博物館の使命になります。

ここでは、博物館法に定められる博物館の業務のほか、（1）の石巻の特色や歩みを伝える歴史資料の収集・保管のほか、毛利コレクションや高橋英吉作品などに関連した資料に関することなどは、当博物館の特色を出した使命としております。

次に、10ページ、Ⅳの博物館の管理運営を御覧願います。

博物館の設置目的を達成するため、当博物館の業務を総務・学芸などに分けて整理しておりますが、博物館においてはこういった業務内容を想定しております。

12ページの2の管理運営を御覧願います。

こちらにおきましては、(1)にごございますとおり、調査・研究などの成果の蓄積・継承を踏まえ、市の直営とすることを示しておりますし、そのほかに(4)では、休館日を月曜日と年末年始とすることや、必要に応じて休館日の開館などの変更も可能であることを示しています。休館日につきましては、大ホールや研修室等のホールゾーン・生涯学習ゾーンと同じになります。

(5)におきましては、開館時間を原則午前9時から午後5時までとしております。ホールゾーンにつきましては午前9時から午後10時までですが、こちらは貸館としての使用はございませんので、午後5時の終了としております。ただし、複合文化施設内での他の施設の状況により柔軟に対応することとしております。

次に、13ページに進んでいただきまして、Vの博物館の活動についてです。

博物館の活動につきましては、博物館法に事業の内容が規定されておりますが、当博物館の特色として、1、活動内容の(4)石巻の歴史文化に関する展示、高橋英吉の作品を中心とした美術展示、毛利コレクション展示などの常設展示の維持管理及び更新や、(7)の複合文化施設としての利点を生かしたホールゾーン等との連携した事業を実施することとしています。

次は、2の博物館活動の対象範囲となります。

ただいま申し上げました活動内容に伴う対象範囲を示すものです。対象の地域としては、(1)石巻市及び周辺、北上川水系流域、東北の太平洋沿岸など石巻と関連する地域となりますし、分野としては、(2)毛利コレクション関連資料や高橋英吉の作品を中心とした美術資料を始め博物館収蔵資料に関連する分野が対象となります。また(3)東日本大震災及び過去の歴史的災害、大規模災害が発生した地域も対象としております。

次に、3、収集・保管につきましては、上記の(1)、(2)に係る資料等の収集・保管の範囲を示しておりますし、(5)にありますとおり、被災資料等収蔵施設(旧湊第二小学校)を引き続き有効活用して資料を保管することとしております。

次に、14ページの5、展示についてですが、新しい博物館におきましては常設展示室と特別展示室をそれぞれ整備いたしますが、そこで行う展示について示しています。

また、(7)にごございますが、石巻市指定文化財旧観慶丸商店を利用したサテライト展示の実施についても示しております。

まず、黒四角の常設展示でございます。

「大河と海との関わりが育んだ、石巻人スピリットの再発見と継承」を常設展示のテーマと

いたしまして、原始古代から近現代までの石巻の歴史文化について展示することとしております。ほかには、高橋英吉の作品を中心とした美術作品の展示や、先人展示として石巻に関わる先人について展示いたします。また毛利コレクション展示につきましても、常設展示を行いながら定期的な展示替えを行ってまいります。

次に、企画展示（特別展示）ですが、（１）学芸員の調査・研究の成果を踏まえ、時宜に合った企画展や特別展示を行うことで最新の学術成果を市民に提供してまいります。

また、（２）に示しておりますが、複合文化施設としての利点を生かし、ホール部門などと連携した企画や他の施設とも連携し展示を実施してまいります。

ほかに（４）として、市民との協働の企画の実施を検討することとしています。

そのほかにも、15ページに教育普及や広報宣伝などが博物館活動の内容となります。

以上が複合文化施設の博物館ゾーンについての管理運営計画になります。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しての質疑に入ります。

始めに、最初にありました管理運営計画（案）のホールゾーンと生涯学習ゾーンについて質問をお願いいたします。ございませんか。

○委員（遠藤俊子君） 6ページの市内にある既存の文化施設との連携ということはどういう連携なのか、お互いに連携を図ることで相乗効果を生み出して、石巻市の芸術文化の振興に役立てていきたいということが書いてありますが、既存のいろいろな文化施設とこの複合施設はどのような連携ができて、それがどんな効果をあらわすのかということをお頭のなかではイメージができなかったもので、それをお聞かせいただければと思います。

○教育長（境 直彦君） 6ページ、4、市内文化施設等との連携、具体にはどういうことをということですが。

複合文化施設開設準備室長。

○複合文化施設開設準備室長（千葉正喜君） 基本的な計画、連携につきましては、市内の施設、既存の施設と、それから新しい施設と連携を持ちながらということでは考えておりますが、方針としてこういう形で今検討しているところで、具体的にどういう形というのは、今後とも内容を検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○委員（遠藤俊子君） どういうイメージがあってお書きになったのかと思ったもので。すみません。わかりました。

○教育長（境 直彦君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。それでは、後半のほうに入ります。

管理運営計画（案）の博物館ゾーンについて御質問等ございませんでしょうか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 現在学芸員の資格を持っていらっしゃる職員の方は何名いて、その学芸員の専攻を教えてくださいたいです。学芸員という大きなくくりではありますが、専攻してきたものが民俗などいろいろあると思います。どのようになっていますか。そして、新しい博物館のほうではどのように配置する予定でしょうか。

○教育長（境 直彦君） 現状の学芸員と、2年後にできたときの博物館の学芸員の数と内容についてということの質問です。

複合文化施設開設準備室長補佐。

○副参事兼複合文化施設開設準備室長補佐（成田 暢君） 現在、複合文化施設開設準備室には4名の学芸員が配置されています。分野につきましては歴史、これはもっと言えば中世、それから民俗、もう1人民俗で、民俗2名。そして美術。それから、生涯学習課には主に埋蔵文化財の発掘、考古担当の学芸員が正職員が3名、それから任期付きが1名、全て考古担当です。もう1人、古代を選考した学芸員が任期付きで1名おります。現在、学芸員の資格を持った学芸員として勤務している者は以上になります。

それから、開館後について、学芸員は最低、歴史、考古、民俗、美術の4名の学芸員で常設展示、それから企画展示を運営してまいりたいと考えております。

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

○委員（今井多貴子君） それに伴ってですが、14ページの企画展示に、学芸員の調査・研究の成果を踏まえというところがありますが、今準備している中で調査・研究というのはとても時間のかかることだと思います。学芸員の方には、古代の方と埋蔵の方もいらっしゃるようですが、継続して調査・研究をなさっている方が今までいらしたのでしょうか。ここに書いてあることでお聞きしたいのですが。

○教育長（境 直彦君） 複合文化施設開設準備室長補佐。

○副参事兼複合文化施設開設準備室長補佐（成田 暢君） それぞれの学芸員につきましては、それぞれの専門の研究テーマはあろうかと思えますけれども、殊、その展示に反映される調査・研究の蓄積というのは、なかなか1年に1回あるいは2年に1回というところまで反映し

尽くせるものでないとは思いますが、さりとて1年若しくは2年に1回担当するとなれば、それに向けて十分な下準備をして、調査・研究あるいは資料の所在等々につきまして調査しながら展示を開催していくというのが、これまでの石巻文化センターでの企画展の在り方でしたので、およそそういったことを念頭に置いて、複合文化施設の博物館につきましてもそういう方向で企画展を開催してまいりたいと考えております。

以上です。

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

○委員（今井多貴子君） はい。

○教育長（境 直彦君） そのほかございませんか。よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第24号議案（仮称）石巻市複合文化施設管理運営計画については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議ありませんので、第24号議案については原案のとおり可決いたします。

第25号議案 令和元年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の結果について

○教育長（境 直彦君） 続いて、第25号議案 令和元年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の結果についてを議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） ただいま上程されました第25号議案 令和元年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の結果について御説明を申し上げます。

表紙番号1の11ページを御覧願います。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施した点検及び評価の結果を別冊2のとおり報告書として取りまとめましたので、議決を求めるものでございます。

続きまして、報告書の内容について御説明いたしますので、別冊2の1ページを御覧願います。

始めに、事業の概要及び目的でございますが、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないものとなっており、実施に当たっては学識経験者の知見の活用を図るものとされているため、3名の学識経験者を選任し意見聴取を行いました。

その結果を報告書にまとめ公表することによって、市民に対する教育行政の説明責任を果たすとともに、適正かつ効率的な教育行政の運営に資することを目的としております。

次に、根拠法令でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条及び石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価実施要綱に基づき実施するものでございます。

次に、点検評価実施内容についてでございますが、本年度の対象事業につきましては、石巻市教育振興基本計画実施計画の掲載事業から、将来にわたり長期的に継続していくべき事業、子供の安全・安心のために重点的に取り組むべき事業として、学校教育分野で12事業、社会教育・保健体育分野で4事業の合計16事業を選定しております。

点検及び評価の方法につきましては、各課において対象事業における実施状況、成果等の自己点検及び自己評価を行い、その内容について学識経験者から意見を聴取し、報告書に取りまとめたものでございます。

次に、2ページを御覧願います。

対象事業一覧でございますが、本年度は御覧の16事業につきまして点検及び評価を実施いたしました。

次に、3ページを御覧願います。

意見聴取会の実施内容でございますが、今年度の学識経験者は石巻専修大学人間学部人間教育学科特任教授の有見正敏様、元石巻市立二俣小学校校長の鍵頼信様、それから元石巻市社会教育委員の木村美保子様の3名に就任していただき、去る7月3日に意見聴取会を実施いたしました。

進行方法につきましては、御覧のとおりですので説明は省略させていただきます。

次に、4から5ページを御覧願います。

学識経験者からの意見を記載しております。学識経験者の方からは総括的意見及び事業ごとの意見を聴取しております。

始めに、事業ごとの意見について御説明いたしますので、7ページを御覧願います。

なお、本報告書につきましては事前にお配りさせていただいており、お時間の都合もござい

ますことから、事業目的、事業の実施状況及び評価等については説明を省略させていただき、学識経験者からの意見を主に説明をさせていただきます。

まず、番号1、就学援助・特別支援教育就学奨励事業では、就学援助制度の周知回数や就学支援を要する児童・生徒の保護者への実施率が昨年度に続き目標を達成しており評価できる。また、令和3年度以降の認定基準の見直しに伴い支援を受けられなくなる児童・生徒が出てきた場合の対応を考えておく必要があるのではないかなどの御意見をいただきました。

次に、11ページ、事業番号2、石巻子どもの未来づくり事業では、学力向上に向けた様々な取組をしているが、授業公開の実施校が少ない結果となっている。教育現場では主体的・対話的で深い学びの授業の改善が求められており、授業を基にした研修会になるように期待したい。家庭学習が目標値を上回り、学習の習慣が図られ評価できる。今後、学習の習慣化と学力との関係を見ながら、更に充実を図っていただきたい。また少人数であってもしっかり学力を向上させるための仕掛けを工夫してほしいなどの御意見をいただきました。

続きまして、15ページ、事業番号3、サイエンスラボ事業では、理科離れが叫ばれている中、科学巡回教室の実施や教材・教具の開発などは石巻市ならではの取組であり評価できる。今後も予算を確保し指導員を増員し、更に充実をしていただきたい。また昨年度に続き、桜坂高等学校の理科教員を本事業に活用できないかとの御意見もありました。

続きまして、19ページ、事業番号4、学校図書館担当職員配置事業では、司書がいることで学力等に大きな成果を上げているという自治体があるので、予算面での課題もあるが、年次計画どおりに拡充を図ってほしいなどの御意見をいただきました。

次に、23ページ、事業番号5、「心の教育」推進事業（いじめ、暴力行為の防止）では、いじめや不登校等の未然防止、早期発見、早期解決を図るためには欠かせない事業であり、更なる継続と充実をお願いします。日頃からアンテナを高くして小さな変化等を見逃さない取組、教師と児童・生徒の信頼関係、児童・生徒相互の人間関係を育てることに努力してほしい。また、発見したらすぐにチームで動けるよう、管理職のリーダーシップによる対応や学校全体での情報共有について改めて管理職へ指導してほしい旨、御意見をいただいております。

続きまして、27ページ、事業番号6、心のケア充実事業（震災心のサポート事業）では、今後も遺族に対し手だてを講じ、少しでも心の安定を図りつつ、心の寄り添った最大限のサポートをお願いします。大切な事業であり、引き続き継続していく中で、国府台病院児童精神科医による巡回相談に関しては、10年の期限を経過したところで見直しをするということも必要ではないかなどの御意見をいただきました。

次に、31ページ、事業番号7、国際理解教育推進事業では、グローバル化の進展により英語教育の重要性が増してきており、その指導体制や指導法の対応策の一つとしてALTの活用と増員、そして教師の研修は欠かせないものである。地区ごとの幼・小・中の連携を大切に、授業を日常的に見合うなどの体制づくりを期待したい。また現場の声を吸い上げ、契約内容の見直しを図れば、ALTの有効活用という点で更に効果が得られるのではないかとの御意見をいただきました。

次に、35ページ、事業番号8、特別支援教育支援員配置事業では、支援を必要とする児童・生徒への対応は一様ではない難しさがあるので、支援員の資質の向上とニーズに応じた配置の拡充が必要である。また教師の負担軽減等を考え、様々な求人方法で支援員の確保に努められたい旨、御意見をいただきました。

次に、39ページ、事業番号9、適応指導教室運営事業では、再登校率がわずかに伸びてきており、体験活動を年間指導計画に位置付けたことなど取組を評価したい。利用促進の仕方や子供の活動方法などを工夫しながら充実した事業にしてほしい旨、御意見をいただいております。

次に、43ページ、事業番号10、桜坂高等学校の魅力ある学校づくり事業では、将来の夢実現のための様々な取組により、前年度に比べ本市に住み続けたいと思う生徒の割合が上昇しており評価したい。課題である定員確保に向けて積極的に教育の三本柱を発信し、中学生の学校訪問やオープンキャンパス等の活用、総合的な学習の時間における地域貢献活動などを取り入れてはどうか。また進学率や就職率がよく、学校に対する満足度も高い反面、自分たちからのアピールが弱いと感じたので、もっと生徒に自信を持たせる活動をしていただきたい。そして女子高ならではの勢いやおもしろさをアピールし、積極的に地域密着の活動に取り組めば、生徒の増加は望める旨の御意見をいただきました。

次に、47ページ、事業番号11、学校防災推進事業では、震災体験をしていない児童・生徒にどのように事実や教訓を語り継いでいくか、早い段階で地域や学校と連携して示す必要がある。マニュアルどおりの避難訓練ではなく、いろいろなケースを想定した訓練を各学校に指導しつつ、地震以外の災害も想定し訓練をしてほしい。また地域防災を学校に任せている地域も一部にあるので、総合支所としての防災意識を高められたい旨、御意見をいただきました。

続きまして、51ページ、事業番号12、学校給食センター運営事業では、引き続き安全で安心な学校給食に向けて万全を期して衛生管理に当たり、更に工夫、充実させ、夢のあるメニューをお願いしたい。また将来、調理業務の民間委託を行う際は事前に現場の声を聞くなどしてほしい旨の御意見をいただきました。

次に、55ページ、事業番号13、放課後の子どもの居場所づくり事業では、多くの地域住民の参画を得て、子供たちが安心して過ごせる居場所が確保できており、その成果を地域住民にも発信されたい。またボランティアの質の向上やサポートに取り組むとともに、様々な団体に声をかけてパートナーを求め、活動地区を広げていただきたい旨の御意見をいただきました。

続きまして、59ページ、事業番号14、協働教育推進事業では、協働教育は学校の諸課題の解決等に欠かせない取組であり、その中心的な役割を担うコーディネーターの整備が進んでいる。社会教育の視点から、学校、家庭、地域が連携して子供たちを育てることはすばらしいが、どの地域も充実した活動にするためには教育委員会のサポートをお願いしたい。開かれた魅力ある学校づくりのために必要な事業であり、引き続き全市的に取り組まれない旨の御意見をいただきました。

次に、63ページ、事業番号15、スポーツ振興事業では、市民の参加が増加しており評価できる。今後も多くの市民が参加しやすいように環境整備を図り参加意識を高めてほしい。また事業推進に当たっては、本市の考えや計画を関係団体に対ししっかりと伝えるとともに、予算面にももっと力を入れて取り組まれない旨の御意見をいただきました。

次に、67ページ、事業番号16、読書環境整備事業では、購入冊数、貸出冊数とも目標に近づいており評価できる。魅力ある図書収集等に努め、書架レイアウトや駐車場などの整備も検討してほしい。また成果指標については、本を借りる以外に学生の勉強等の利用者もいることから、貸出冊数の指標を再考いただきたい。将来、文化力や学力向上につながるので、例えば市役所の空きスペースを活用したミニ図書館の設置など、市民が本に触れる機会を増やせるよう検討いただきたい旨の御意見をいただきました。

続きまして、4ページにお戻り願います。

対象事業ごとの意見を踏まえました総括的意見について御説明いたします。

まず、有見教授からは、大震災からの教育の復興を目指し、児童・生徒の心のケア、学力・体力の向上、いじめ問題など教育委員会、学校、地域と連携しながら、きめ細やかな対応や対策に一生懸命に取り組まれている。活動成果の各指標において伸びが見られなかった事業は、原因を分析し次年度につなげていただきたい。特に特別支援教育支援員配置事業については、同支援員を必要とする小・中学校の充足率の達成が低く、対応が遅れると不登校等にも発展しかねないことから、学校の実態に応じて計画的な配置を強くお願いをする。教師の指導力向上は児童・生徒の学力向上に必要不可欠であり、引き続き目標値を高くして取り組んでいただきたい。

成果指標の中で懸念されたことは、認知されたいじめの解消である。昨今の報道では安易な見方や対応の結果、重大な事案となったケースが散見される。各種協議会等の成果を確実に生かし、成果指標の目標値に近づくよう粘り強く組織を挙げて取り組んでいただきたい。

目標値については、前年度の達成率を踏まえて設定することが事業の質を高めることにつながるので検討されたい。

児童・生徒が楽しいと感じる学校づくりができるよう教育環境の整備に努め、市民への説明責任を果たし、市民に愛される教育行政の推進に努めてほしい旨の御意見をいただきました。

鍵様からは、点検評価の対象事業は学校教育と社会教育の推進に欠かせない事業である。よい結果が出たものを前年度踏襲する取組はわかるが、そうでない事業も前年度踏襲されているものがある。たとえよい結果が出たとしても反省点があり、学校、事業、制度の実態も変わってくるので、次年度の取組に改善があるべきではないか。

また、達成率100%はすばらしいが、中身は質が大切で、取り組む過程の中身の検討が必要ではないか。

防災については、学校・地域に温度差があるようなので、地区ごとに改めて取組、また校長にとっての満足度もチェックする必要がある。

今回の資料は、目で見てわかりやすいものとなっていた。引き続き教育委員会には、学校、子供たち、教師、保護者のサポートに努めていただきたい旨の御意見をいただきました。

木村様からは、震災から8年、これまではハード面を中心に取り組んできたが、これからはいよいよソフトの面として、子供たちの教育と生涯学習の充実によって心の復興を成し遂げてほしい。少子高齢化が加速する中、本市は子供を育てるための教育に最も力を入れなければならない。さまざまな取組を検証し、事業に自信を持ち、市民に強くアピールし、今後も積極的に推進されたい旨の御意見をいただきました。

以上の学識経験者からの御意見を踏まえ、今後の教育行政の適正かつ効率的な運営が図られるよう取り組んでまいります。

なお、本報告書につきましては、議決後、庁議への報告を行い、市議会第3回定例会に提出するとともに、市ホームページへ掲載し公表するものといたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。質疑等に入ります。

この後の総合教育会議では各項目ごとに一つ一つ行います。ここで聞いておきたいこと等に絞ってお聞きしたいと思います。項目は指定しません。全体を通してでもこの項目という形で

も構いませんのでお願いしたいと思います。何か御意見等ございましたら。

○委員（今井多貴子君） 総合教育会議のほうで。

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。総合教育会議では各16事業について、一つ一つ行っていると思います。市長が全部一つ一つこれについて意見を求められると思いますのでお願いしたいと思います。

よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第25号議案 令和元年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の結果については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議ありませんので、第25号議案については原案のとおり可決いたします。

その他

○教育長（境 直彦君） 審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員からございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） では、課長方から何かございませんか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（安倍秀一君） 私から、旧ハリストス正教会の教会堂の一般公開について御報告を申し上げます。

教会堂につきましては、東日本大震災により被災し、平成29年9月に復元工事を着工しまして、翌年平成30年9月に完成しております。中瀬公園のかさ上げ整備に合わせて外構工事の整備をし、公開する予定でございましたけれども、市民の方等から早期の公開の声がありましたことを受けまして、公開準備を進めてきたところでございます。

公開に先立ちまして、委員の皆様にも御案内は既に差し上げているところでございますが、今月7月30日火曜日10時半からオープニングセレモニーということで、中瀬公園現地でテーブルカット等のセレモニーを行う予定でございます。セレモニーが約1時間程度で、初めの30分は式、そして後半の30分は内覧という形で行いたいと思っております。

セレモニーの参加者につきましては、市の関係者と、それから市議会議員の方々と寄附者、教団、復元工事をされた方々の関係者、それから文化協会関係、社会教育委員等でございます。

一般の公開につきましては、8月2日金曜日からを予定しております。31日、1日については川開き事業がありまして、花火会場から近いということもあり、当日2日間は立入禁止になるということから、8月2日金曜日からの一般公開ということで進めていくこととしております。

以上でございます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。

ないようでしたら、次回定例会の日程について事務局からお願いします。

○事務局（星 憲君） 次回8月の定例会につきましては、8月29日木曜日、時間は午後3時から開催する予定としております。場所につきましては、市役所本庁舎4階、庁議室で開催いたします。

なお、時間につきましては変更する可能性もありますが、その場合は改めて御連絡をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長（境 直彦君） それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。
ありがとうございました。

午後 2時50分閉会

教 育 長 境 直 彦
署 名 委 員 遠 藤 俊 子